

## 四、修士課程・博士課程の研究内容・方法等

### (1) 経済学研究科

#### a. 教育課程等

[到達目標]

修士課程および博士課程の研究内容については、基本的に指導教授による論文作成指導や院生の積極的な紀要への投稿さらに学会、地方部会および研究会などでの研究報告が必要である。

#### (大学院研究科の教育課程)

[現状の説明]

研究科では、基本的に博士課程前期つまり修士課程で修了というケースが多いが、近年、博士課程後期課程への進学者も増加傾向にある。

修士課程では、指導教授の特殊演習を軸にそれ以外の大学院担当教員の特殊講義を受講することによって、幅広い問題意識の高揚につなげるカリキュラムを整備している。博士課程後期の院生の指導は、もっぱら指導教授による特殊演習によって研究論文作成の指導が中心になっている。

[点検・評価][長所と問題点]

大学院の研究の専門性を高める教育に関しては、学部教育をしながら大学院も兼任するという研究科の現状からすると必ずしも十分な対応ができていない。特に、複数の大学院生を抱えている教員の負担は大きい。修士課程2年目に修士論文の作成にかんする指導が加わるために大学院生の専門分野の分散化が望まれる。

多くの場合、演習およびそれ以外の時間帯においても指導されている熱心な教員によって一定水準の研究成果が出ている。修士論文の作成とその審査によって最終的に修士課程を修了することになっている。

[将来の改善・改革に向けた方策]

研究論文の水準を維持することが一つの課題でもあり、そのためには、指導教授以外に複数の関連する専門領域の教員による指導も望まれるが、それには別途指導手当の支給というような制度を創設することが望ましい。

#### (単位互換・単位認定等)

他大学の大学院との学生派遣・単位互換協定などは、現在のところまで実現できていない。外国(韓国の建国大学校など)の協定大学との関係では、現在までに修士課程を2名、博士課程も2名受入れている。今後、協定大学からの派遣学生が一定数見込まれるが、受入れ体制が必ずしも十分であるとはいえない。

#### (社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

外国人留学生への配慮については、大学院においては、特に日本語教育等の便宜を図ってはいない。経済的に困難な学生が多いのが実情であるから、学生部を通じた各種奨学金等で対応しているにとどまっている。

社会人学生については、現在修士課程に2名在籍している。こうした学生に対しては、昼夜開講制を採用しているので、夜間開講の便宜を図っている。これも、特殊講義や演習担当教員の超過勤務となっているので、超過勤務の手当等をより充実しなければならない。

## **(研究指導等)**

### [現状の説明]

大学院で何を学ぶかについては、毎年、担当教員による研究課題をシラバスに掲載し、院生の講義科目選択の目安にしている。院生はこれを基準にして、自己の研究課題との関連で修了に必要な特殊講義を選択・受講することになっている。

教育効果の測定については、具体的な対策を講じてはいない。

### [点検・評価][長所と問題点]

研究方法やその効果については、大学院においては基本的に指導教授の研究に対する姿勢に負うところが大きいし、実際、それに依存しているのが現状である。実際に教育効果がどの程度身に付いているかどうかについては、論文指導や研究発表の機会に指導教授が判断している。

### [将来の改善・改革に向けた方策]

高度な専門性を備えた研究をおこなっているかどうかの判断は、論文作成および研究成果の発表の機会を与えることによる第三者評価が行われることが必要である。

しかし、現状では修士課程における論文作成は2年目であり、研究成果がどのような内容をもったものかどうかの判定は、この期間内では難しい。博士課程後期院生であれば、ある程度こうした試みは可能である。これも、研究科を構成する担当教員の共通認識が前提としてなければ不可能であろう。

## **b. 教育方法等**

### **(教育効果の測定)**

一部重複するが、この問題について大学院研究科として共通の基準はない。修士論文の発表研究会などの開催や院生の研究誌(松山論叢)への投稿などを推奨することで間接的に評価・測定しているのが現状である。

### **(成績評価法)**

#### [現状の説明]

特殊演習および特殊講義における成績評価は、研究報告、受講態度などを勘案して評価が行われている。評価基準は、A、B、Cおよび不可である。Aは80点～100点、Bは60点～79点、Cは50点～59点で、不可はそれ以下の点数である。この成績評価基準は大学学部の成績考査規程と同じである。

大学院生間では、成績評価に対してはAが一般的であって、その点では研究報告や受講態度などに対する意識が高いと考えられる。

#### [点検・評価][長所と問題点][将来の改善・改革に向けた方策]

成績評価については、現状のまま推移しており、院生および担当教員の双方から改善の問題提起は今のところ出されていない。ただし、学部の成績考査規程が次年度から合格最低ラインの点数が変わるので、それに伴って大学院の評価基準も見直される予定である。

### **(教育・研究指導の改善)**

#### [現状の説明]

2005(平成17)年度における修士課程の在籍者は、17名である。年度によって増減があるものの、それほ

ど多い数ではない。平均的に見れば、指導教授1人あたり、1名ないし2名の院生を抱えている状況である。博士課程後期課程に進学する者は、2名ないし3名程度(国費留学生も含む)にすぎない。

したがって、研究科内で組織的に教育・研究の指導に関して改善策を検討する段階にはない。指導教授および特殊講義担当教員の個人的努力に依拠して行われているのが現状である。

シラバスについては、大学院担当教員全員の科目、演習にわたって作成されている。これも個々の教員の研究課題に依拠している段階であって、研究科で組織的にシラバスの検討を行っているわけではない。

#### [点検・評価][長所と問題点]

他方で、修士課程に進学希望の学生の研究テーマについては、近年多様化してきている。研究科では演習担当教員を一定数確保しているが、必ずしも演習のテーマと院生の希望するテーマ、研究課題と一致しているわけではない。この点では、演習担当者の数を増やすことなどが早急に取り組む必要があるだろう。

ただし、大学院担当教員は学部の専任教員である現状では、この課題については人事権のない大学院では困難である。

院生に対する研究指導の面では、基本的に指導教授に任せているが、定期的に研究報告の大学院内での発表の機会をもち、複数の教員による研究指導も考慮しなければならない段階に来ている。

#### [将来の改善・改革に向けての方策]

大学院進学希望者が社会人を含めて、定員を超える在籍者を抱えるようになれば、大学院独自の専任教員を一定数確保しなければ十分な教育・研究指導体制を整備したことにはならない。修士論文作成に関しても、複数の教員による指導体制の確立なども場合によっては必要になる。研究科として組織的に取り組まなければならない問題の一つではある。

### 学生による授業評価の導入状況

研究科においては、学生による授業評価は導入していない。これは、学生数が相対的に少ないこととか、研究指導は基本的に指導教授が中心になって行っていることからきていると考えられる。授業評価とは別に、研究指導に関連して学生の研究テーマが多岐にわたる場合には、複数の教員による研究指導が必要な場合が発生する。こうした制度を導入することで、より充実した研究指導が可能になると考えられる。

## c. 国内外における教育・研究交流

### 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

#### [現状の説明]

国際交流に対しては、韓国の建国大学校や中国の復旦大学などと大学間の学術研究交流協定を締結している。建国大学校からの交流協定に基づいた大学院生は、現在2名を受入れている。学部へ留学生として中国から入学してきた学生のうち大学院への進学者は、2005(平成17)年度在籍者数は修士課程に6名在籍している。博士後期課程の在籍者は4名である。

相対的な数からいえば多くはないが、国際化の流れが研究科でも一般的になりつつある。

#### [点検・評価][長所と問題点][将来の改善・改革に向けての方策]

大学院における国際化は、その端緒についたばかりであって、必ずしも十分な体制が整備されているとはいえない。留学生のなかには非常に優秀な院生も多数存在しており、博士後期課程への進学を希望する院生も少数ではあるが、着実に増えてきている。

現状では、国際化については学部を主体として進行している段階であって、研究科そのものを中心になって行われている状況にはない。また、研究科に属する教員間の研究交流も、そのものとしては組織的に行われていない。今後の課題の一つである。

### 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

韓国の建国大学校からの派遣留学生を受入れて、2004(平成16)年度博士課程修了生、課程博士号を授与した学生が1名輩出できた。国際的研究交流を促進させるような措置は、現在のところ研究科の共通目標にはなっていない。

### d. 学位授与・課程修了の認定

[現状の説明]

修士課程では、1974(昭和49)年度に最初の修了者を輩出して以来、2004(平成16)年度までに114名の修士号を授与した。博士後期課程では、1998(平成10)年度に課程博士を1名輩出した。2004(平成16)年度にさらに2名の課程博士号を授与できた。経済学研究科は着実に実績を挙げてきている。

学位授与に至る審査過程は、修士号授与にかんしては、2カ年の期間に特殊講義科目22単位を修得し、指導教授の特殊演習8単位を修得した上で、学位規則に定められている期日までに修士論文を提出しなければならない。修士論文提出後、およそ2ヶ月間の指導教授を主査とし、その他関連分野の教員2名計3名の審査委員会によって論文の審査が行われている。そして、最終試験が課される。最終試験は、口頭試問(口述試験)が主な内容である。筆記試験は課されていない。その点では、完全な最終試験とはいえない側面もあるが、慣例化されている。

ただし、口述試験や論文審査過程においては、3名からなる審査委員会を構成して実施しており、審査の客観性は担保されていると判断できる。

博士号(課程博士)授与に関しては、審査過程は、学位規則に定められた期日までに博士論文を提出し、その後、約6ヶ月間の審査期間における審査が行われ、最終試験での口頭試問(口述試験)によって判定される。審査委員会は、主査は指導教授が務め、専門分野における学位を有する審査委員(教授)が必ず1名は必要であり、3名からなる審査委員会を構成して行われる。研究科に専門の委員が存在しない場合は、外部に審査委員を委託する場合もある。審査委員会は、期間中4~5回の審査委員会を開催して学位授与が妥当か否かを慎重に判断している。修士号授与と同様、最終試験で筆記試験は課していない。しかしながら、半年におよぶ審査を3名の審査委員によって行われていることは、透明性や客観性を担保しているものといえよう。

博士号授与に際しては、学位請求論文を提出するだけでなく、在籍期間内に関連する論文を発表することや全国学会やその部会などでの研究発表をするように指導していることも付け加えておきたい。

課程修了の認定については、大学院設置基準第3項、第16条第1項、および第17条第1項に基づき、修士課程では実務経験者や優れた業績をあげた者については1年以上、博士後期課程では優れた研究業績をあげた者について修了課程の2年間の在学期間を含めて3年以上で修了することを認可している。この場合、修士課程において実務経験を有する者で、1年修了を希望する者は、指導教授との綿密な研究計画を立て、課題研究に専念することによって短縮することが可能となっている。

[点検・評価][長所と問題点][将来の改善・改革に向けた方策]

学位授与や課程修了要件は以上の通りである。修士課程修了者は、かなりの数に上っており、学位授与についてもそれなりの実績を挙げてきている。博士課程後期修了者で課程博士号の授与者はようやく3件

にまでになった。これも、大学院研究科担当教員の努力の表れであり、かつ学部の教育と兼務しつつの自己犠牲の結晶でもある。

今後、社会人も含めて、大学院に進学する者が増えるとするれば、修士号授与や博士号授与のための審査委員会を恒常的に開催しなければならないことも可能性としてはありえることである。そういう事態は一面で好ましい状況ではあるが、他面では現在のスタッフでは負担が大きくなることも予想される。大学院専任教員が必要な理由の一つである。

## (2) 経営学研究科

[到達目標]

経営学研究科は、開設以来既に、博士前期課程（修士課程）27年、博士後期課程25年を閲している。経過年数としては決して浅くなく、ならばそれに見合う実績が果たして伴っているか、と問われれば当事者として内心忸怩たる思いに強く駆られる。質的にも量的にも甚だ水準を満たしていない、これが偽らざる現状認識である。

中央教育審議会 答申『新時代の大学院教育—国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて—』（平成17年9月5日）によれば、大学院に求められる人材養成に関し次の4つの機能があるとする。すなわち、〈研究者等〉〈高度専門職業人〉〈大学教員〉〈知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養ある人材〉の4つの機能が掲げられている。

我々大学院経営学研究科は、上4つの機能をどう選択するのか。有限資源の制約下、自ずとそのウェートの置き方が異なってこざるを得ないものと思われる。いわゆる特色の出し方である。大学院の教育目標すなわち如何なる人材を養成するのか。本経営学研究科としてどう方向付けするのか。今まさにこれが問われている。今後の構成員の議論を経て共通認識の醸成が待たれる。

語論に際しては、本経営学研究科における過去27年の修士課程修了生の進路・実績データを参考資料として見ておくことは、それなりに意味あることのように思われる。大雑把ながら、修了生約120名のうち、税理士・会計士（少しの会計事務所勤務を含む）44名、大学教員6名、専門学校教師1名、高校教師5名、官庁・企業関係8名、等々という数がデータ的に残っている。これを見ると、税理士・会計士が圧倒的に多く、これを上記〈高度専門職業人〉の範疇に入れるとして、さらにおよそ10名近く（把握漏れがあるのでこれくらい）がもう一つの範疇〈大学教員〉である。範疇〈研究者等〉は文系大学院という性格からあまり多くはないものと推察される。また最後の範疇〈知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養ある人材〉に関しては、この範疇の解釈としてどう捉えるか如何にもよるので、敢えてこの範疇に仕分け・分類することはしていないが、今後大いに注目してよい機能・分野でないかと個人的に思料している。

以上、総論を試みたが、ここでの総括として、その達成目標を取りあえず次の2点に搾って設定しておくことにする。

- (1) 博士前期課程（修士課程）の定員の充足・確保
- (2) 博士学位の授与

以上2点である。そのための具体的な方策としては、次項に列記して示すことにする。

### a. 教育課程等

#### (大学院経営学研究科の教育課程)

**大学院経営学研究科の教育課程と大学院経営学研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連**

『我が国の高等教育の将来像(答申) 中央教育審議会』の冒頭部分がいうように、「21世紀は、「知識基

盤社会(knowledge-based-society)」の時代であると言われている。これからの「知識基盤社会」においては、高等教育を含めた教育は、個人の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国際戦略の上でも、極めて重要である。精神的文化的側面と物質的経済的側面の調和のとれた社会を実現し、他者の文化(歴史・宗教・風俗習慣等を広く含む。)を理解・尊重して他者とコミュニケーションをとることのできる力を持った個人を創造することが、今後の教育には強く求められている。また、高等教育においては、先見性・創造性・独創性に富み卓越した人材を輩出することも大きな責務である。」

我々は、大学院教育に携わる者の一員として、上の言葉を常に念頭におき、また対処方の拠り所としながら、改革・改善に誠心・誠意取り組んでいきたい。また同時に学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項の次の条項も併せ心して取り組みたい。

#### 学校教育法第 65 条

「大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」

2 大学院のうち、学術の理論および応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

#### 大学院設置基準第 3 条第 1 項

「修士課程は、広い視野に立っての清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。」

#### 同第 4 条第 1 項

「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」

#### **「広い視野に立っての清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性**

修士課程に関しては、『新時代の大学院教育 ―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―中間報告中央教育審議会』(p. 14)にあるように、「①高度専門職業人の養成、②知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程、あるいは、③研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応することが求められる。」とある。

経営学研究科においては、これをもう少し細目化した形であるが、教育目標として、よく

- ①研究者等の養成の一段階
- ②税理士・公認会計士への支援
- ③高度専門職業人の養成
- ④高等学校の専修免許状の取得
- ⑤社会人再教育
- ⑥意欲旺盛な一般社会人を対象とする生涯教育

など標榜し、日ごろ鋭意教育に当たっているところである。

**「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性**

博士課程については、『新時代の大学院教育 ―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―中間報告中央教育審議会』（p. 12）によれば、

「○具体的には、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等や確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程として明確な役割りを担うことが求められる。

○また、今後の知識基盤社会にあつては、このような高度な研究能力と豊かな学識に十分裏打ちされた新たな知見や価値を創出できる博士課程修了者が、社会の多様な場で中核的人材として活躍することが求められている。

○このため、博士課程修了者のキャリアパスとして、従来、主として想定されていた産学官の研究・教育機関のみならず、例えば、企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関といった社会の多様な場での活躍をも想定していくことが適当である」

引用の長きこと自己点検報告書としてはやや逸脱感のなきにしもあらずであり、その点お詫び申し上げます。博士課程の院生が、開設以来、極端に少ない状態が続いており、またここ近年は0名状態が続いていた。本点検項目に関しては、自己点検以前であること、偽らざる状況である。長き引用は、そのことに免じてお詫びを頂きたい。そのような中、2005(平成17)年度、久方ぶりに博士課程1名の在籍者がある。大事に育てていきたいと考えている。上の引用は、権威あるものとして、敢えてここで引用させて頂いた訳は、今後博士課程を活性化させるための我々指針としたいとの思いからである。

### **学部基礎を置く大学院経営学研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性および両者の関係**

経営学部の学士課程における教育内容に関しては、別項において詳しく述べられているところであるが、制度的にコース制を取り入れており、対学部学生への体系的・系統的履修に意を用いている。コース制とは、すなわち、経営コース、情報コース、会計コース、流通コース、経営教育コース、国際ビジネスコースの6つのコースである。学部学生は、2年次生からこれらコースのいずれかに属し、3年間に亘り専門的な学習を積むことになっている。

大学院経営学研究科においては、開講科目群を「経営学」の学問内分野別について、経営学、経営史、商学、管理工学、会計学、産業社会、法学、経営・文化の8つのグループに括って、対院生への履修上の案内としている。(経営院 別表1)

大学院経営学研究科における教育内容について、学士課程における上述のコースとは制度的には直接にはリンクしてないが、通常は、学部時の指導教授が大学院においても同じ指導教授であることが通例であり、また大学院では指導生に数は限られていることもあって、行き届いた個人指導ができ、その意味で、現在のところ履修上の問題点は特に認識されていない。

ただ、学部のコース制とは違った観点からの、大学院特有のコース制は検討されてよいと思われる。例えば(また、仮称であるが)、研究者コース、高度職業人コース、税理士・会計士コース、高校教員専修免許状取得コース、社会人教養コース、等々である。院生の目指す目的・目標によって、指導の方向性・指導方法が自ずと異なって然るべきであり、今後このようなコース制は、長期的課題として検討されてよい。

2006(平成18)年度からは、「経営学部4年次の大学院授業科目履修制度」が導入されるため、学部学生へのPR・周知徹底、促進が短期的課題となる。

平成17年度 大学院経営学研究科経営学専攻受業担当者表

博士前期課程(修士課程)

経営院 別表1

学科目	授業科目	単位数	単位数	担当者
経営学	経営総論	特講 4		教授 三好 和夫
	経営管理論	特講 4		
	企業論	特講 4		助教授 関 一
	国際経営論	特講 4		教授 浅野 剛
	人的資源管理論	特講 4		助教授 矢島 伸浩
	NPOマネジメント論	特講 4		助教授 博士(国際公共政策) 上杉 志朗
経営史	西洋経営史	特講 4	演習 8	教授 博士(経済学) 平田 桂一
商学	広告論	特講 4	演習 8	教授 中山 勝己
	マーケティング戦略論	特講 2		助教授 菊池 一夫
	流通システム論	特講 2		
	貿易論	特講 4	演習 8	教授 八木 功治
	保険論	特講 2		助教授 中村 雅人
	リスクマネジメント論	特講 2		
管理工学	管理数学	特講 4		教授 立田 浩之
	管理統計	特講 2	演習 8	教授 石田 徳孝
	経営科学	特講 2		
	情報処理理論	特講 2	演習 8	教授 墨岡 学
	情報ネットワーク論	特講 2		
	情報システム論	特講 4		助教授 博士(情報科学) 鳥居 航太郎
	情報資源管理論	特講 2	演習 8	教授 東淵 則之
	経営データ解析	特講 2		
	情報社会学論	特講 4		助教授 博士(国際公共政策) 上杉 志朗
経営情報論	特講 4		教授 理学博士 福見 俊夫	
会計学	財務会計論	特講 4	演習 8	教授 清水 茂良
	財務表論	特講 4	演習 8	教授 村上 宏之
	管理会計論	特講 4	演習 8	教授 森本 三義
	原価計算論	特講 4	演習 8	教授 岡野 憲治
	ライフサイクルコスト論	特講 4		
	財務会計論	特講 4	演習 8	教授 原田 満範
	資金会計論	特講 4		助教授 博士(商学) 溝上 達也
産業社会	組織社会学	特講 4	演習 8	教授 横山 知玄
	産業社会学	特講 4		
	人材育成システム論	特講 4	演習 8	教授 博士(教育学) 藤井 泰
	産業心理学	特講 4		助教授 博士(心理学) 南 学
	生涯学習論	特講 4		教授 川口 仁志
法学	財産法	特講 4		教授 石原 善幸
	税法	特講 4	演習 8	教授 法学博士 東條 武治
	税法特論	特講 4		兼任助教授 石島 弘
文経化営	職場の健康管理	特講 4		助教授 酒井 達郎
	国際ビジネス・コミュニケーション	特講 4		

修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性および両者の関係

上で、大学院経営学研究科においては、開講科目群について、経営学、経営史、商学、管理工学、会計学、産業社会、法学、経営・文化 の8つのグループの括りから成っていることを述べた。この記述は、より正確には、博士前期課程(修士課程)において当てはまる。

博士後期課程においても、開講コンセプトは前期(修士課程)と全く変わらないのであるが、ここ博士後期課程においては、現在のところ、経営史、商学、管理工学、会計学、産業社会、法学、の6つの括りとなっている。経営学、経営・文化の2つが今のところまだ提示に至っていない現実がある。博士(後期)課程担当の有資格者待ちがその理由である。上で、特に経営学は主要な柱だけに一日も早い開設・提示が望ま

れる。(経営院 別表2)

## 平成17年度 大学院経営学研究科経営学専攻授業担当者表

博士後期課程

経営院 別表2

学科目	授 業 科 目		担 当 者		
経営史	西洋経営史	特殊演習	教授	博士(経済学)	平田 桂一
商学	広告論	特殊演習	教授		中山 勝己
	貿易論	特殊演習	教授		八木 功治
管理工学	管理統計	特殊演習	教授		石田 徳孝
	情報処理論	特殊演習	教授		墨岡 学
	情報資源管理論	特殊演習	教授		東淵 則之
会计学	財務会計論	特殊演習	教授		清水 茂良
	財務諸表論	特殊演習	教授		村上 宏之
	管理会計論	特殊演習	教授		森本 三義
	原価計算論	特殊演習	教授		岡野 憲治
	税務会計論	特殊演習	教授		原田 満範
法学	税法	特殊演習	教授	法学博士	東條 武治
産業社会	組織社会学	特殊演習	教授		横山 知玄
	人材育成システム論	特殊演習	教授	博士(教育学)	藤井 泰

### 博士課程(一貫性)の教育課程における教育内容の適切性

現在、本学においては、博士課程を前期と後期に分けるいわゆる積み上げ方式を採っており、修士課程と博士課程(一貫性、区分制)を別々に設置する並列方式の設置方式を採っていない。

### 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

経営学研究科は、開設以来今日まで、未だ博士の学位を授与していない。これが、我々の最大の懸案事項であること今さら言うまでもない。しかし現在、博士課程在籍者が1名と存在している事実もあるので、2年先には待望の博士の学位授与に漕ぎ着けることができるのではないかと期待している。

そのような次第で、本点検項目に関しては、実情に裏打ちされた回答でないことを予めお許しを頂きたい。ともあれ、近々博士の学位授与に至る全体の流れを今一度総ざらいし見直し至らざるところないかももう一度点検をし、遺漏なきように努めることが、短期的課題となっている。

以下、自己点検報告書としての趣旨にやや逸脱していることは承知の上で、やや長くなるが、今後の行動改革点検指針とすべく、前掲書『新時代の大学院教育 ―国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて―中間報告 中央教育審議会』(p. 18)から再び引用しておくことにする。

「(円滑な学位授与を促進するためのプロセス管理等)

各大学院においては、円滑な学位授与を促進するため、例えば、以下のような種々の改善策等を実施し

ていくことが適当である。

#### ①学位授与に関する教員の意識改革の促進

- ・課程制大学院制度の趣旨の徹底を図ること
- ・博士の学位授与の要件として学位論文に特筆すべき顕著な研究業績を求めるとはならず、学位の質を確保しつつ、学位論文の作成は、自立して研究活動を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とするという考え方を再認識した上で、各大学において博士論文の要求水準の在り方についても検討すること

#### ②学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備

- ・コースワーク修了時に学生からの申請に基づき、当該学生が一定期間内に博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査する仕組みを整備すること
- ・学位論文に係わる研究の進捗状況に関する中間発表を実施する仕組みを整備すること
- ・学生の研究遂行能力を適切に把握するため、口頭試験を実施するなど、専攻分野等の理解度を確認する仕組みを整備すること
- ・学位審査申請時期を明確化するとともに、年複数回申請できる仕組みを整備すること

#### ③学位授与へと導く教育のプロセスを踏まえた適切な教育・研究指導の実施

- ・学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定し、その指導を強化すること
- ・オフィスアワーの設定等により確実に論文指導の時間を確保すること
- ・複数の指導教員による論文指導体制を構築すること
- ・留学生に対し英語等による論文作成を認めること
- ・留学生の語学力に対応した適切な論文指導を実施すること

また、これらの取組のほかに、各学生の具体的な修了要件に係わる在学期間は、標準修業年限を基本としつつ、当該学生の個別の能力や事情に応じて弾力的に取り扱うことが制度上可能であることを踏まえ、各大学院においてこれら早期修了や長期履修学生制度の積極的活用も期待されるが、これら制度の是非については、中期的課題として検討する必要がある。

なお、円滑な学位授与の促進策の一つとして、学位の取得に至るプロセスにおいて、一定の段階に達し、学位取得の見込みがあると認められる者、例えば、各大学院において、必要な単位を取得した者や試験に合格した者について、「博士候補」とし、論文作成を本格的に開始することなども考えられる。この場合、「博士候補」の呼称を取得化することが目的化して、かえって標準修業年限内に学位を授与するという本来の目的を阻害することのないよう、留意することが必要である。

### (学位授与のプロセスの透明性の確保等)

学位授与の促進を図る一方で、学位の水準や、審査の透明性・客観性を確保することも重要であり、各大学院の自主的・自律的な検討に基づき、例えば、以下の取組を進めることが考えられる。

#### ①学位論文等の積極的な公表

- ・博士の学位論文の要旨および当該論文審査の結果の要旨について、ホームページ等容易に閲覧可能な方法を用いて広く社会に積極的に公表すること

#### ②論文審査方法の改善

- ・論文審査委員名を公表すること
- ・論文審査に係わる学外審査委員の積極的登用を図ること
- ・口述試験を公開すること

引用が長くなって恐縮であるが、権威あるものとして、改革・改善に当たって依るべき指針とし、また

肝に銘じておきたい。

### **(単位互換、単位認定等)**

#### **国内外の大学等と単位互換を行っている大学院経営学研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性**

現行の大学院学則において、単位互換の可能性を規定している条項が存在している。しかし、現在のところ未だ国内外他大学と協定を結ばれるに至っていない。それは、院生の絶対数が少ない状況の下、積極的に動かなかつた(強い動機付けがなかつた)ことが偽らざるところであろう。今後院生数が増えれば、その必要性は現実化してくるとも予想されるが、近隣・中四国地域における相当の大学院自体少なく限られること、また地理的条件など勘案するとき、短期的な改革課題にはなりにくいと思われる。

単位認定を前提としたインターンシップ制度導入については、短期的課題として検討を開始したい。

### **(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)**

#### **社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮**

経営学研究科においても、2003(平成15)年、社会人学生の受け入れを制度的に導入した。以来、毎年1ないし2名程度であるが、少ないながらも継続的に入学者を得ている。開講形態としては、いわゆる「昼夜開講制度」を導入しているが、しかしこの制度適用の実績はいまのところまだない。それは、今まで入学の社会人院生に限っては、それぞれ自らの家業等を持ち、昼間の時間帯で融通・対応可能、ないしは院生自身昼間の時間帯を希望するという事情に基づいている。実業界等からの夜間時間帯のみでの社会人院生の実績は、今のところ出ていない。

入試制度に関しては、〈一般入試〉とは違う〈社会人特別選抜入試〉と称する別建ての入試制度であり、「志望理由書」、「研究計画書」、「口述試験」など総合して判定するとしている。また、入試志望段階で、修士論文コース、課題研究報告コースのいずれかを選択させている。今のところ、実績として、修士論文コースの選択となっているようである。

外国人留学生については、ここ数年途絶えている。5年くらい前までの実績としては、中国、韓国から累計4~5名程度の留学生があった。彼ら(彼女ら)は、日本語もなかなか達者で優秀な院生だったことを記憶している。外国人留学生として教育研究指導上特別な配慮は少なくとも制度上は行っていない。

### **(生涯学習への対応)**

#### **社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況**

社会人再教育を含む生涯学習については、今のところ実績はない。また、それを目論み意識した特別のカリキュラムも用意していない。しかし、これから21世紀の大学院を展望するとき、時代の潮流のなかで、本テーマ、真剣に検討されてよいのではないかと考える。幸い、本経営学部には、(英、独、仏)言語・文化関係、健康文化関係、教育関係と、多彩なスタッフが存在している。経営学研究科という大きな枠組みのなかで、多少の戸惑いと躊躇いがあるが成案化まで至っていないが、個人的にはこのための特別コースなど工夫されてよいのではないかと考える。いずれにしろ、経営学研究科の構成員の合意の下で、社会人再教育を含む生涯学習への対応を中期的課題として進めていきたい。

### **(研究指導等)**

#### **教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性**

経営学研究科修士課程については、通常、講義科目(特講科目)を24単位以上と指導教授の担当する演習

8 単位を必修として修得し、かつ別途作成した修士論文の審査および最終試験に合格することで修了が可能となる。このうち指導教授からは、特講科目と演習とで計 12 単位を受講・履修することになり、他の特講科目 20 単位分についても、主として指導教授の属する関連の科目群のなかから、および目指す自らの将来目標を併せ考慮して、選択がなされている。

### **学生に対する履修指導の適切性**

毎年 4 月初旬に 1 回だけであるが、大学院生全員と大学院担当の全教員と事務担当者が一同に会する機会を持つことが恒例になっている。この会合を通じて、学生からは院への動機を含めた自己紹介を、また教員側からは担当科目の紹介・案内を、また事務担当者からは全体的な履修ガイダンスを行っている。

### **指導教員による個別的な研究指導の充実度**

上述のように、学生は、指導教授担当の演習 8 単位を履修することが義務付けられており、これは結果として、指導生とは通常 2 年間を通じて最低限週 1 回は必ず顔を合わせていることになる。また、それとは別に、通常、指導教授の特講科目をも履修するので、その期間中は最低週 2 回は必ず顔を合わせていることになる。

指導生とは、そのような接触の機会を通じて、テーマの理解度、課題の進捗度について充分把握できるし、また必要な指導もできている。

## **b. 教育方法等**

### **(教育効果の測定)**

#### **教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性**

教育・研究指導の効果を測定するための方法についてであるが、特にそのような方法論また測定技術は今のところ考察されていない。

上述のように、学部生からのいわゆる持ち上がりのケースも多く、少人数ゆえの個人指導的な日ごろの接触を通じ、各々の院生について、理解度、課題進捗度など十分把握できており、院生指導上の問題点は特にないかと思われる。

測定法としての総合的な尺度としては、やはり最終的には、修士課程、博士課程修了者の進路状況、就職状況が大きな目安になるのかと思われる。

#### **修士課程、博士課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況**

大学の卒業生の会員名簿を拠り所として、大学院経営学研究科修了者、約 120 名の進路状況を調べてみたところ、大凡次のデータが得られた。

税理士・会計士(少しの会計事務所勤務を含む)44 名、大学教員 6 名、専門学校教師 1 名、高校教師 5 名、県関係 2 名、企業関係 6 名、その他 2 名であり、その他現時点で同名簿から不明分 54 名となっている。なお、不明分の 54 名については、家庭に入って職に就いていないと想定される者も中にはいるが、大半は執筆者自身の情報不足の故であり、詳しくは直接指導教授に問い合わせをするなどすれば、この数はもっと減り、修了生の活躍の状況が詳らかになってくるものと思われる。

#### **大学教員、研究機関の研究者などへの就任状況と高度専門職への就職状況**

上記とは別に、他大学大学院博士課程への進学者 1 名が存在する。

## **(成績評価法)**

### **学生の質的向上の状況を検証する成績評価法の適切性**

演習、特講ともに報告、レポート、受講態度、理解度、課題進捗度・達成度などで成績評価が行われている。A、B、C、×の評価基準は、Aは100～80点、Bは79～60点、Cは59～50点、×は50点未満となっており、×は不合格である。

実は、これは現行基準であり、学部の成績評価基準に倣って今日に至っているのであるが、来年度諸般の事情により学部の成績評価基準が見直されることもあり、それを機に大学院における評価基準も学部に合わせて改定されることになっている。

尤も、敢えて付け加えるならば、大学院での成績評価として、院生諸君は、A評価を当然のこととして受け止めているのかと思われる。日ごろの木目細かい個人指導の為せる成果であろう。

修士課程の場合、2年間の評価平均点が修了証書授与者選定の基準とされていて、この方面でも成績評価がインセンティブを与えている。

## **(教育・研究指導の改善)**

### **教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況**

大学院におけるFD活動は今のところ実施されていない。

### **シラバスの適切性**

シラバスは3年前から作成されている。院生が履修するに当たり、利活用されているかと思われる。

### **学生による授業評価の導入状況**

大学院は、少人数であり、いわゆる学生による授業評価は実施されていない。

## **c. 国内外における教育・研究交流**

### **国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況**

経営学研究科においては、国際化への対応と国際交流の促進に関しては、特筆すべきことは実施されていない。

### **国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性**

特段のことは実施されていない。なお、本項目に関しては、総合研究所所管である(『大学基礎データ』表11参照)。

### **国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況**

特段のことは実施されていない(『大学基礎データ』表12参照)。

## **d. 学位授与・課程修了の認定**

### **(学位授与)**

#### **修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性**

過去5年間の学位授与状況は次の通りである(『大学基礎データ』表7)。

院生は、修士論文の執筆・完成に向けて2年がかりで取り組んでいる。指導教授は、日ごろから適宜・適切な指導を行い、進捗状況を把握しながら、最終的に完成に漕ぎ着ける。論文審査提出に当たっては、

指導教授は、事前に丹念に目を通し、完成度の高い論文へと指導・助言を繰り返す。

修士論文審査は、指導教授のほかに関連分野から2名の審査委員が加わって計3名が、約2ヶ月間という期間を費やし、慎重に丁寧に読み込まれる。審査当日、当該院生は、論文の目的からはじまって、内容、利用文献、学説、独創性等々、さまざまな観点から厳しい質問を受ける。このように院生は厳格な修士論文審査を課せられていることもあって、論文の質は、修士の学位に相応しい一定の水準を保っている。

博士論文については、今のところ、実績がなく、その観点からの点検はできない。しかし、前述のとおり、2年後には博士論文提出の意欲ある予定者がいるので、博士論文に相応しい論文とすべく、適切かつ十分な指導はもとより、大学院当局としても、今一度全般的な流れを再点検し、遺漏なきよう万全を期したい。

### **学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性**

上述のように、指導教授のほか、関連分野から2名の専門委員が加わって審査されることと、さらに手続的には、大学院担当の全教員から構成される研究科委員会において、上記審査報告がなされた上で、最終的には、そこで学位授与の適否と成績評価がなされることになっているので、審査の透明性と客観性は担保し得るものと考えている。

### **(課程修了の認定)**

#### **標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性**

標準修業年限未満で修了する件については、本学大学院学則第14条2項で明文化されている。しかし、今のところ本制度適用の事例は生じていない。

本制度適用されたとしたら、2つの場合が想定されている。一つは、科目等履修制度を利用しその修得単位を組み合わせることで、1年修了可能とするケースである。本制度は、本学進学生はもとより、他大生、あるいは社会人院生を問わず適用可能である。

もう一つのケースは、社会人院生が適用する場合である。1年以上の企業や組織・機関で研究の実務経験があり、その実務を通して一定の研究レポートがあり、それらが審査の上、例えば演習科目として代替可能であることが最終的に研究科委員会で承認されれば、1年修了可能とするケースである。